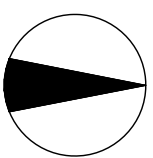
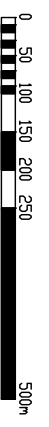
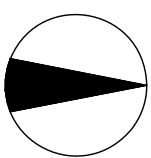


別図第 1 (第 4 条第 2 項関係)



【凡例】  
■ : 管理範囲





【凡例】

：地上工作物

- ：鶴見ノ森 迎賓館  
：事業期間中は2021年9月31日まで（予定）より指定管理の対象区域に含む。  
：原状回復後、2021年7月1日（予定）
- ：ツットサル施設、コンビニエンスストア  
：事業期間中は2024年9月31日まで（予定）より指定管理の対象区域に含む。  
：原状回復後、2024年10月1日（予定）
- ：スポーツ＆健康増進施設  
：スポーツ＆健康増進施設  
：事業期間中は2024年1月14日まで（予定）より指定管理の対象区域に含む。  
：原状回復後、2024年1月15日（予定）
- ：ビッグラン施設  
：事業期間中は2024年11月28日まで（予定）より指定管理の対象区域に含む。  
：原状回復後、2023年5月29日（予定）
- ：あそび創造広場  
：事業期間中は2023年12月22日まで（予定）より指定管理の対象区域に含む。  
：原状回復後、2023年6月23日（予定）

淀川左岸線延伸部工事使用箇所 水路

